

愛別町パートナーシップ制度の考え方(案)

令和5年(2023年)7月

愛 別 町

愛別町パートナーシップ制度について

1 名称

(仮称) 愛別町パートナーシップ宣誓制度

2 内容

制度利用を希望する一方又は双方が性的マイノリティである2人が、日常生活において相互に協力し合うパートナーシップの関係であることを宣誓（宣誓書に署名）し、町が宣誓書を受理したことを証明する制度です。

3 根拠・運用

制度導入後も、社会情勢や利用者の意見を反映しやすいよう「要綱」で規定し、必要に応じて見直すなど、柔軟に対応していきます。

4 導入時期

令和6年1月に運用を開始する予定です。

5 導入後の効果

パートナーシップ制度には法的効力はありませんが、制度導入後は、これまで限定されていた行政や民間のサービスの範囲が広がります。

※他の自治体の例：公営住宅の入居、入院時の付き添いや手術の同意、生命保険の受取人指定、携帯電話の家族割など。

愛別町では、パートナーシップ制度を導入し、当事者の方が抱える生きづらさの解消や地域における理解を進めることで、誰もが生きがいと誇りを持ち自分らしく活躍できるまちづくりを実現したいと考えています。

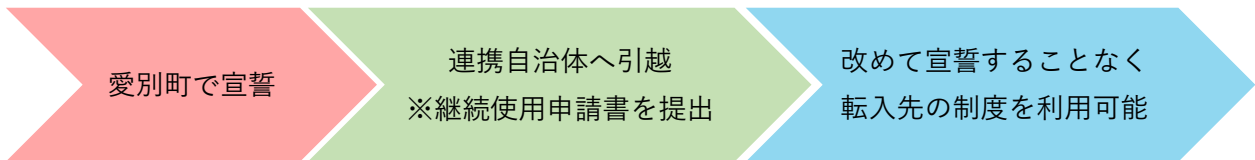
自治体間連携について

1 道内導入済自治体との連携

道内では、札幌市、江別市、函館市、北見市、帯広市、苫小牧市、岩見沢市、北斗市の8市が既に制度を導入しています。

制度を利用している方が転出・転入するときには、受領証等の返還手続と、転入先でのパートナーシップの宣誓（申請）手続が必要になりますが、制度を導入している自治体同士が協定を締結することで、転出・転入に伴う手続が簡単になります。

利用する方の利便性を高め、手続に伴う負担を軽減するため、道内の導入済自治体と連携についての協議を進めていきます。



2 上川中部1市8町における連携

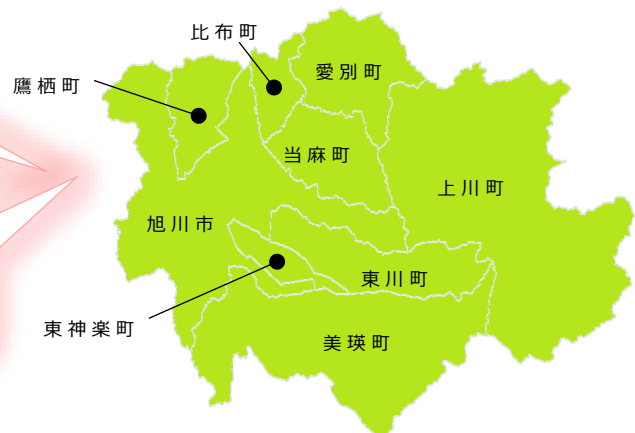
上川中部圏域の1市8町（旭川市、鷹栖町、東神楽町、当麻町、比布町、愛別町、上川町、東川町及び美瑛町）では、同一の制度内容の要綱を制定し、お互いに連携して運用できるように準備を進めています。

パブリックコメントも、導入時期未定の上川町を除く1市7町が同時期に実施し、圏域の皆さんの御意見を踏まえて制度を導入していきます。

この連携が実現すると、愛別町だけではなく、圏域全体で性の多様性に関する理解が深まることが期待されるほか、住んでいる自治体以外の窓口で手続することができるようになるなど、プライバシーに配慮した対応も可能となります。

1市8町どこの自治体でも
宣誓などの手続が可能に

知人のいない自治体の窓口で
手続ができることで
より活用しやすい制度に



圏域全体での理解が深まるきっかけに



愛別町パートナーシップ制度の考え方

1 趣旨

互いの個性や多様性を認め合い、誰もが生きがいと誇りを持ち自分らしく活躍し、人生のパートナーや大切な人と安心して暮らせるまちづくりの実現を目指し、パートナーシップ制度を導入することとし、その取り扱いについて必要な事項を定めるものです。

<考え方>

- 愛別町が、性的マイノリティの方への支援を通じて目指す社会の姿を示したものです。

2 定義

- (1) 性的マイノリティ：典型的とされていない性自認や性的指向を持つ者のこと。
- (2) パートナーシップ：互いを人生のパートナーとし、日常生活において、経済的又は物理的、かつ精神的に相互に協力し合うことを約束した、一方又は双方が性的マイノリティである2人の者の関係。
- (3) 宣誓：2人が互いのパートナーであることを町長に対して宣誓すること。

<考え方>

- この要綱における用語の定義を定めたものです。

3 宣誓を行うことができる者

次に掲げる要件のすべてに該当する者としてします。

- (1) 双方が民法に規定する成年に達していること。
- (2) 一方又は双方が町内に住所を有し、又は町内への転入を予定していること。
- (3) 双方に配偶者がいないこと及び宣誓者以外の者とパートナーシップの関係にならないこと。
- (4) 直系血族、三親等以内の傍系血族又は直系姻族でないこと。ただし、双方の関係が養子縁組の場合を除く。

<考え方>

- (1) 令和4年4月から、民法の一部を改正する法律で成年年齢が満18歳に引き下げられるとともに、婚姻開始年齢が性別に関わらず18歳に統一されたことから民法上の婚姻開始年齢と同じとします。
- (2) 事情により同居が叶わない場合も想定されることなどを踏まえ、いずれか一方以上の居住を要件とし、同居・別居を問わず、幅広い対象者に制度を利用いただけるようにします。
- (3)(4) この制度は婚姻制度とは異なる制度ですが、当人同士の関係が婚姻と類似するため、

婚姻に準じた要件とします。

4 宣誓の方法

宣誓しようとする者の双方が、町職員の面前でパートナーシップ宣誓書に自ら記入（記入が難しい場合は代筆も可）した上で、次に掲げる書類を添えて提出する方法で行うものとします。

- (1) 住民票の写し又は現住所を証する書類
- (2) 配偶者がいないことを証明する書類

また、宣誓する日時はあらかじめ町と調整するものとします。

<考え方>

- 宣誓時に、内容の確認及び本人確認を行うため、双方揃って窓口で手続することを求めます。
- プライバシー保護に配慮し個室対応とするため、予約制とします。

5 本人確認

本人であることを確認するため、宣誓の際には、次に掲げる書類のいずれかの提示を求めます。

- (1) 個人番号カード
- (2) 旅券
- (3) 運転免許証
- (4) 官公署が発行した免許証、許可証又は登録証明書等であって、本人の顔写真が貼付されたもの
- (5) その他町長が適当と認める書類

<考え方>

- 本人であることを確認するため、戸籍届出等と同様に本人確認を行います。

6 通称名の使用

性別違和等で通称名の使用を希望する場合は、宣誓における氏名について通称名を用いることができることとします。

<考え方>

- 戸籍上の氏名に違和を感じている方に配慮するため、日常生活において使用している通称名を尊重し、受領証等に記載できるようにします。
- 手続に当たっては、日常生活において当該通称名を使用していることが確認できる書類の提出を必要とします。

7 受領証の交付

宣誓した双方が全ての宣誓要件を満たしているときは、パートナーシップ宣誓書受領証を交付するものとします。

また、希望に応じてパートナーシップ宣誓書受領カードを交付できることとします。

<考え方>

- 宣誓したことを証明する受領証の発行と併せて、希望者には日常的に提示しやすいカードを交付し、利用者の利便性を高めることとします。
- 受領証等は、上川中部圏域での統一デザインとすることを検討しています。

8 子に関する記載

宣誓者の一方又は双方と同居し、かつ生計を一にする未成年の子（実子又は養子）がいる場合は、希望により受領証等に子の氏名を記載することができることとします。

<考え方>

- パートナーの子も含めて家族に準じた関係であることが分かるよう、子の氏名を受領証等に記載できるようにします。
- 手続に当たっては、宣誓者と子の関係を確認できる書類、子の年齢及び同居が確認できる書類の提出を必要とします。

9 受領証等の再交付

受領証等の交付を受けた者が、紛失、毀損等の事情により再交付を希望する場合は、受領証及び受領カードを再交付するものとします。

<考え方>

- 再交付の申請があった場合は、再交付申請の理由の確認や本人確認を行った上で、再交付するものとします。

1 0 受領証等の返還

次に掲げる事項に該当する場合は、返還届の届出とともに、受領証等の返還を求めるものとします。

- (1) パートナーシップが解消されたとき。
- (2) 宣誓者の一方が死亡したとき。
- (3) 宣誓の対象者の要件に該当しなくなったとき。
- (4) 受領証等の返還を希望するとき。
- (5) その他町長が受領証等の返還が必要と認めるとき。

<考え方>

- 関係や登録の重複、効果の範囲を超えた使用を避けるため、要件に該当しなくなった場合には受領証等の返還を求めるものです。
- 紛失その他やむを得ない理由があるときは届出のみとし、受領証等の返還は不要とします。

1 1 宣誓の無効

宣誓書等の内容に虚偽があったときのほか、宣誓者がパートナーシップを形成する意思がないことや、要件を満たしていないことが判明した場合は、宣誓を無効とし、直ちに受領証等の返還を求めるものとします。

<考え方>

- 虚偽の届出など、不測の事態に対応するものです。

1 2 自治体間での相互利用

パートナーシップ制度の相互利用に関する協定を締結している自治体間で転入・転出する場合は、継続使用申請書を提出することで、既に受領している受領証等を、転出先でも引き続き使用することができるものとします。

<考え方>

- 制度導入済自治体と相互利用に関する協定を締結することで、転入・転出に伴う手続が簡単になります。
- 利用者の利便性を高め、手続に伴う負担を軽減するため、道内導入済自治体と、今後連携についての協議を進めていきます。

1.3 上川中部圏域での連携

上川中部圏域の1市8町（旭川市、鷹栖町、東神楽町、当麻町、比布町、愛別町、上川町、東川町及び美瑛町）のうち、パートナーシップ制度に関する連携協定を締結しているいずれの自治体においても、宣誓申請や各種手続ができるものとします。

<考え方>

- 連携協定を締結している圏域内のいずれの自治体でも宣誓などの手続を可能とすることで、住んでいる自治体以外の窓口で手続できるなど、利用者の心情に配慮した、活用しやすい制度とします。
- 手続はいずれの自治体でも可能となりますが、利用する制度は住民登録地の制度となります。

1.4 宣誓書の保存

宣誓書等については、受領証等の返還があったときから10年間保存するものとします。

<考え方>

- パートナーシップ制度に法的効力はありませんが、返還後も一定期間パートナーシップの関係などを確認できる必要があると考え、民法の消滅時効にあわせて10年間保存するものとします。

1.5 個人情報の取り扱い

宣誓者から提出された個人情報は、個人情報の保護に関する法律に基づき適切に取り扱います。

<考え方>

- 提出された個人情報を適切に取り扱うことを明記したものです。

1.6 周知啓発について

町民及び事業者に対し、パートナーシップ制度の趣旨が適切に理解されるよう、周知啓発に努めます。

<考え方>

- この制度は、法律上の婚姻のように法的な権利や義務が生じるものではありませんが、制度をより利用しやすいものとするため、町民や事業者に対し、パートナーシップ制度への理解を深めていただくものです。